

平成 28 年度 収集情報

項 目	内 容
テーマ	有毒魚介類の監視指導について
調査目的や背景	<p>○ 平成 28 年 4 月 12 日、築地市場において、バラハタ¹⁾※¹が流通し販売先へも連絡がとれない事例が発生したため、注意喚起のため報道発表²⁾を行う事例があった。</p> <p>※ 1 有毒魚介類の取扱いについて（平成 24 年 4 月 1 日付 23 市衛管第 688 号 東京都市場衛生検査所長通知）³⁾（以下「市衛検通知」という。）による指導対象魚種</p> <div data-bbox="461 797 1377 909" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>市場衛生検査所…都内 10 の卸売市場を所管し、水産物、青果物等の監視指導や試験検査などを行う福祉保健局の事業所</p> </div>
調査結果	<p>○ 本事例では、当該品は「スジアラ」という魚種名で流通しており、市場業者も「南洋スジアラ」と主張して、市場衛生検査所職員が魚種を確認している間に販売された。</p> <p>○ 現在、市場衛生検査所における有毒魚介類の監視指導に関しては、食品衛生法第 6 条第 1 項第 2 号違反の対象魚介類のほか、都独自の通知※²に基づいて、監視指導を実施している。⁴⁾</p> <p>※ 2 都独自の通知</p> <p>①有毒・有害魚介類の取扱いについて（平成 15 年 3 月 26 日付 14 健安食第 2036 号東京都健康局食品医薬品安全部長通知）⁵⁾（以下「都通知」という。）</p> <p>②市衛検通知</p> <div data-bbox="461 1464 1377 1928" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【食品衛生法第 6 条（不衛生食品等の販売等の禁止）】</p> <p>次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 有毒な若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いのあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。</p> <p>三～四 略</p> </div>

	<p>○ バラハタに関する指導は、全都的な取り組みでなく市場衛生検査所が卸売市場内でのみ指導を実施する魚種であり、都内で統一した対応がとられていない状況である。</p> <p>○ なお、魚介類に関する全国の卸売市場経由率は5割程度となっており、卸売市場を経由せずに流通する魚介類は増加傾向にある。⁶⁾</p> <p>○ 全国の食中毒統計資料（厚生労働省ホームページ）によると、有毒魚介類による食中毒は毎年各地で発生しており、原因となった魚介類には、市衛検通知の対象魚種も含まれている。⁷⁾</p>
<p>添付資料</p>	<p>1) 自然毒のリスクプロファイル：魚類：シガテラ毒（厚生労働省）・・・1</p> <p>2) 有毒魚（バラハタ）の販売、流通について（平成28年4月12日付報道発表資料）（福祉保健局）・・・9</p> <p>3) 有毒魚介類の取扱いについて（平成24年4月1日付23市衛管第688号 東京都市場衛生検査所長通知）・・・11</p> <p>4) 法違反魚種及び指導対象魚種・・・13</p> <p>5) 有毒・有害魚介類の取扱いについて（平成15年3月26日付14健安食第2036号 東京都健康局食品医薬品安全部長通知）・・・15</p> <p>6) 東京都卸売市場審議会計画部会（第1回）資料（中央卸売市場） ※一部抜粋・・・17</p> <p>7) 有毒魚介類による食中毒発生状況・・・19</p> <p>8) 「毒かます」について（昭和28年6月22日付衛環発第20号 厚生省環境衛生部長通知）・・・21</p> <p>9) イシナギの肝臓の取扱いに関する食品衛生法第4条の解釈について（昭和35年8月9日付公環発第25号）・・・23</p> <p>10) バラムツの取扱いについて（昭和45年9月4日付環乳第83号）・・・25</p> <p>11) アブラソコムツの取扱いについて（昭和56年1月10日付環乳第1号）・・・27</p> <p>12) ホシゴマシズ、ゴマシズ等の取扱いについて（平成11年12月22日付衛乳第240号 厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）・・・29</p> <p>13) アオブダイの取扱いについて（平成9年10月7日付衛乳第281号 厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）・・・31</p> <p>14) フグの衛生確保について（昭和58年12月2日付環乳第59号 厚生省環境衛生局長通知）・・・33</p> <p>15) フグの衛生確保について（昭和58年12月2日付環乳第59号 厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知）・・・43</p> <p>16) フグの衛生確保について（平成5年2月3日付衛乳第23号 厚生省生活</p>

	衛生局長通知) 4 5
1 7)	麻痺性貝毒による二枚貝等の捕食生物の毒化について (平成 16 年 4 月 13 日付食安監発第 0413003 号 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長) 4 7
1 8)	ムシロガイ科キンシバイ (巻貝) での食中毒の発生事例について (平成 19 年 8 月 16 日付食安監発第 0816003 号 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知) 4 9
1 9)	麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて (平成 27 年 3 月 6 日付食安発 0306 第 1 号 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) . . . 5 1
2 0)	シガテラ毒魚の取扱いについて (平成 13 年 1 月 22 日付 検疫所あて厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡) 5 3
2 1)	報道資料 ※委員限り資料 5 5